経営税務

相談コーナー

笹田 毅 先生

財産債務調書とは

暗号資産・その他)

質問

毎年、所得税の確定申告に際して顧問税理士から、個人所有の預金残高や保有する有価証券、土地や建物の固定資産税評価額、借入金残高などを調査をするように言われます。財産債務調書を提出するためと聞きますが、財産債務調書とはどういったものなのでしょうか？

回答

財産債務調書は、特定の条件を満たす納税者が、保有する財産や債務の詳細を記載して税務署に提出する書類です。後述の提出義務者の条件から分かるように、いわゆる資産家の方が対象となります。これは、所得税と相続税の適正課税のため、端的にいえば、富裕層の財産と債務を捕捉するための制度といえます。

今回は、令和5年以降提出分から改正が行われた財産債務調書制度の内容とそれに合わせて国外財産調書を解説したいと思います。

『財産債務調書の提出義務者』

財産債務調書に関して、令和5年以降提出分から、税制改正により見直しがなされ、提出義務者や提出期限などの改正が行われています。

令和5年以降の提出分からは以下の①または②のいずれかの条件に合致するときは、財産債務調書をその年の翌年の6月30日までに、所得税の納税地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

①所得税の確定申告を提出する必要がある方、または所得税の還付申告書を提出することができる方で、その年の各種所得金額の合計が2000万円を超え、かつその年の12月31日において財産の価額の合計が3億円以上、または国外転出特例対象財産（例：有価証券、未決済信用取引等）が1億円以上ある方。

②その年の12月31日において財産の価額（※）の合計が10億円以上の居住者の方。

※財産の価額とは、財産の価額の総額をいい、財産の価額から債務の金額を差し引いた金額ではありません。

以前の財産債務調書制度は、①を満たす方が提出義務者となっていましたが、令和5年以降提出分からは②を満たす場合は、確定申告の有無や合計所得に関係なく提出義務者になることになりました。また、提出期限も以前は、その年の翌年の3月15日期限だったのが、その年の翌年の6月30日となりました。

『財産債務調書への記載事項』

財産債務調書には、氏名、住所およびマイナンバーの他、財産の種類、数量、価額、所在地ならびに債務の金額を記載することとされています。また、財産および債務に係る事項については、「種類別」、「用途別」（一般用および事業用の別）および「所在別」に記載する必要があります。

財産の種類には次のようなものがあります。

土地・建物・山林・現金・預貯金・有価証券・出資持分・未決済信用取引等に係る権利・未決済デリバティブ取引に係る権利・貸付金・未収入金・書画骨とう美術工芸品・貴金属類・動産・その他財産（保険契約に関する権利・預託金等・組合等に対する出資・信託に関する権利・無体財産等・暗号資産・その他）

財産の価額は、その年の12月31日における「時価」または時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

令和5年以降提出分からは記載事項についても改正が行われ、1から4のように簡略化や省略化できる範囲が広がっています。

1．300万円未満の事業用未収入金などについては、所在別に区分することなく、件数および総額で記載することができます。同じく用途を問わず、借入金・未払金（支払手形）・その他の債務のうち、その年の12月31日における金額が300万円未満のものも件数および総額で記載することができます（簡略化）。

2．家庭用財産については記載省略の基準がもともとあったのですが、従来どおり取得価額で計算できるとされた上で、取得価額300万円未満の家庭用財産は記載省略できるようになりました（省略化）。

3．その年の12月31日における預入高（1口）が50万円未満の預貯金口座についても、その預金高の記載を省略することができるようになりました。その場合、財産債務調書の「所在」欄または「備考」欄に口座番号を記載します。（省略化）。

4．青色申告決算書または収支内訳書に記載された減価償却資産についても、資産ごとに区分して記載せず、総額で記載することができるようになりました。（簡略化）。

『財産債務調書の提出をしないとどうなる？』

現時点では、財産債務調書制度について提出すべき人が不提出だったり、記載内容が虚偽だったりする場合の直接的な罰則はありませんが（国税庁が不提出や虚偽記載だったりする場合の罰則規定を設けるべきとする意見具申を財務省主税局に行っているという情報もありますので、今後注意が必要です）、提出した場合の「過少申告加算税の軽減措置」と提出しなかった場合の「過少申告加算税の加重措置」があります。

（過少申告加算税等の軽減措置）

財産債務調書制度は、その提出義務者が保有する財産債務の種類、数量および価額ならびに債務の金額等といった情報の提供を求めるものであるため、財産債務調書の適正な記載と提出が何よりも必要となります。

そのためのインセンティブとして、過少申告加算税または無申告加算税（過少申告加算税等）の軽減措置が設けられています。具体的には、財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務に関する所得税または相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等が5％軽減されます。

【計算例】

財産債務調書に記載した不動産から生じた所得に申告漏れがあり、修正申告による納付額が72万円増加したケース

期限内申告の所得税額　550万円

修正申告による年税額　622万円（増差税額72万円）

(1)通常の過少申告加算税　72万円×10％＝7万2千円

(2)過少申告加算税の特例による軽減額　72万円×5％＝3万6千円

(3)

(1)－(2)＝3万6千円

この軽減措置は、提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、調査通知前に提出されたものである場合に限り、その財産債務調書は期限内に提出されたものとみなして、受けることができるとされています。

また、提出した財産債務調書の記載内容に誤りや記載漏れがあった場合には、提出期限だけでなく、たとえ期限後であっても、再提出することが可能とされています。再提出が期限後になったとしても、過少申告加算税等の軽減措置の適用があります（右記【計算例】参照）。

（過少申告加算税等の加重措置）

財産債務調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された財産債務調書に、記載すべき財産債務の記載がない場合（重要な事項の記載が不十分と認められる場合を含む）に、その財産債務に関する所得税の申告漏れが生じたときは、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等が5％加重されます。

『国外財産調書』

一定の資産を持つ方が提出しなければならない調書としては、財産債務調書の他に国外財産調書があります。国外財産調書制度とは、居住者の方（非永住者を除く）で、その年の12月31日においてその合計額が5000万円を超える国外財産を有する方に対して、その国外財産の種類、数量および価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の6月30日までに、住所地等の所轄税務署長に提出することを義務づけた制度です。

課税から逃れるために海外に財産を移す富裕層が増加したことを危惧した国が、適正に課税することを目的として、平成26年1月から施行されています。

国外財産調書制度においても、財産債務調書制度と同じく、適正な提出を確保し、国外財産に係る情報を的確に把握する目的で、先述の「過少申告加算税等の軽減措置」と「過少申告加算税等の加重措置」が講じられています。

しかしながら国外財産調書制度においては、国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合または国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあるという、今までにない厳しい措置が取られています。

国外財産調書制度により、居住者の有する国外財産の内容の詳細が明らかになり、多額の増減の移動があった場合で、所得税、相続税、贈与税の申告がない場合には、税務署よりお尋ねの文書が送付されたり、税務調査の対象になるケースが増えてくると思われます。

また、相続税の税務調査で海外財産があることが発覚し、国外財産調書の提出義務がある方が提出を怠っていた場合は、上記の罰金、加算税の加重措置の対象になることが考えられます。

『おわりに』

財産債務調書制度と国外財産調書制度の狙いは、富裕層の課税強化であり、富裕層が所有する財産に係る所得税や相続税等が適正に課税されているかを税務署が把握するためだと考えられます。

それぞれの調書の作成は、一般の方にはあまりなじみのない作業ですから、なかなか難しい部分ではありますが、提出が義務化されている以上（国外送金等調書法6の2、5）、自らの財産の棚卸しとして、また将来の起こりうる相続税対策と捉えて、取り組む必要があると考えます。

協会顧問
笹田毅税理士事務所
笹田　毅
☎092（781）2608

税務相談はお気軽にお電話ください。

★質問募集中

経営税務に関する新聞紙面掲載の質問を随時募集しております。質問の投稿やお問い合わせは、協会事務局までご連絡ください。（事務局）

佐賀県保険医協会
TEL　0952（29）1933
FAX　0952（23）5218

保険医メールマガジン
MAIL MAGAZINE
佐賀県保険医協会では、会員の先生方を対象に電子メールを活用したメールマガジンを発行しています。ご希望の方はお名前・医療機関名を下記アドレスまでご連絡ください。
不定期に医療情報等のメールマガジンをお送りします。
hoken-i@star.saganet.ne.jp